

平成 28 年 5 月 27 日

各 位

株式会社 あおぞら 銀行
代表取締役社長 馬場 信輔
(コート`番号 : 8304)
問 合 せ 先 : 経 営 企 画 部
担当部長 : 名和達浩 (電話 : 03(3263)1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、平成 27 年 6 月 29 日付で公的資金の一括返済に係る甲種優先株式及び丙種優先株式の全部取得及び消却を実施しております。また、同日付で自己株式として保有していた普通株式 467,253,171 株を消却しております。このため、発行可能株式総数から、消却株式数相当を減ずるとともに、優先株式の取得請求に備え留保していた普通株式の発行可能株式数相当も減ずるものです。また、これに伴い甲種優先株式及び丙種優先株式に関する規定を削除するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できるようにするため、定款変更案第 27 条第 2 項及び第 34 条第 2 項のとおりとするものです。
なお、定款変更案第 27 条第 2 項の変更に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「金融機関の合併及び転換に関する法律」上の認可に基づき平成 18 年 4 月から 10 年間発行が認められていた特定社債について、平成 28 年 3 月末日に特例期限を迎えたため、特定社債に関する規定を削除するものです。
- (4) その他所要の変更を行うとともに、(1) 及び (3) の条文削除に伴い、章及び条数の繰上げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
効力発生予定日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>40億1,065万1,295株</u>とする。ただし、<u>普通株式又は優先株式</u>につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>28億9,828万2,000株</u>とする。ただし、株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>
<p>(<u>発行可能種類株式総数</u>) 第7条 当銀行の発行可能種類株式総数は、<u>次のとおりとする。ただし、普通株式又は優先株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>1 <u>普通株式 37億7,200万株</u> 2 <u>甲種優先株式 2,407万2,000株</u> 3 <u>丙種優先株式 2億1,457万9,295株</u> <u>なお、本定款において甲種優先株式及び丙種優先株式を優先株式と総称する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式につき1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第12条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 210 472 241">第3章 優先株式</p> <p data-bbox="240 255 443 286">(優先配当金)</p> <p data-bbox="240 300 778 1055"> <u>第13条 当銀行は、第49条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ別紙1に定める額の金銭（丙種優先株式については、別紙1に定める基本優先配当金と特別優先配当金の合計額とし、以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第14条に定める優先中間配当金及び第14条の2に定める優先四半期配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金及び優先四半期配当金を控除した額とする。</u> </p> <p data-bbox="240 1068 778 1339"> <u>2 ある事業年度に属する基準日にかかる一切の剰余金の配当において優先株主に対して支払われる額の合計が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> </p> <p data-bbox="240 1352 778 1433"> <u>3 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u> </p>	<p data-bbox="826 801 906 833">(削除)</p>
<p data-bbox="240 1453 488 1485">(優先中間配当金)</p> <p data-bbox="240 1498 778 1960"> <u>第14条 当銀行は、第49条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2に定める額の金銭（本定款において優先中間配当金と称する。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日の属する中間期において、第14条の2に定める優先四半期配当金を支払ったときは、当該優先四半期配当金を控除した額とする。</u> </p>	<p data-bbox="826 1688 906 1720">(削除)</p>
<p data-bbox="240 1982 520 2013">(優先四半期配当金)</p> <p data-bbox="240 2027 778 2058"> <u>第14条の2 当銀行は、第49条に定める</u> </p>	<p data-bbox="826 2004 906 2036">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>四半期配当を行うときは、優先株主に 対し、普通株主に先立ち、それぞれ別 紙2-2に定める額の金銭（本定款に おいて優先四半期配当金と称する。） を支払う。</u></p>	
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第15条 当銀行の残余財産を分配する ときは、優先株主に對し、普通株主に先 立ち、それぞれ次に定める額の金銭を 支払う。 甲種優先株式1株につき1,000円 丙種優先株式1株につき 600円 2 優先株主に対しては、前項のほか残余 財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第16条 優先株主は、株主総会において 議決権を有しない。ただし、優先株主 は、ある事業年度に関して優先配当金 を支払う旨の取締役会決議が、翌事業 年度に開催される定時株主総会の招 集通知発送日までになされず、かつ、 当該総会に優先配当金を支払う旨の 議案が提出されない場合には当該総 会の時より、当該総会で当該議案が否 決された場合は当該総会の終結の時 より、優先配当金を支払う旨の取締 役会決議又は株主総会決議が最初にな される時までは議決権を有する。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て を受ける権利等)</u> 第17条 当銀行は、法令に別段の定めが ある場合を除き、優先株式について株 式の併合又は分割は行わない。 2 当銀行は、優先株主に対しては、募集 株式の割当てを受ける権利又は募集 新株予約権の割当てを受ける権利を 与えない。 3 当銀行は、優先株式には、株式無償割 当て又は新株予約権の無償割当ては</p>	(削除)

現行定款	変更案
<u>行わない。</u>	
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求)</u> <u>第 18 条 優先株主は、別紙 3 及び別紙 4 に定める取得を請求し得べき期間中、別紙 3 及び別紙 4 に定める取得の条件で、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(普通株式を対価とする一斉取得)</u> <u>第 19 条 当銀行は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日と称する。）をもって取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、優先株式 1 株につきそれぞれ次に定める額を別紙 5 及び別紙 6 に定める一斉取得価額で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。</u> <u>甲種優先株式 1 株につき 1,000 円</u> <u>丙種優先株式 1 株につき 600 円</u> <u>2 普通株式数の算出にあたって、1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の定めに従って、これを取り扱う。</u></p>	(削除)
<p><u>(優先順位)</u> <u>第 20 条 甲種優先株式と丙種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び優先四半期配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 4 章 株主総会</u> <u>(招集)</u> <u>第 21 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 3 章 株主総会</u> <u>(招集)</u> <u>第 12 条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第 22 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第 13 条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>(議長)</u> <u>第 23 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>(議長)</u> <u>第 14 条 (現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 24 条 (条文省略)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 (現行どおり)
(決議の方法) 第 25 条 (条文省略)	(決議の方法) 第 16 条 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第 26 条 (条文省略)	(議決権の代理行使) 第 17 条 (現行どおり)
(種類株主総会) 第 27 条 第 23 条及び第 26 条の規定は、 <u>種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 第 22 条の規定は、定時株主総会と同 <u>日に開催される種類株主総会にこれ を準用する。</u> 3 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株 <u>主総会の決議は、当該種類株主総会に おいて議決権を行使することができ る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有 する株主が出席し、その議決権の 3 分 の 2 以上をもって行う。</u>	(削除)
第 5 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数並びに選任) 第 28 条 (条文省略)	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数並びに選任) 第 18 条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第 29 条 (条文省略)	(取締役の任期) 第 19 条 (現行どおり)
(代表取締役) 第 30 条 (条文省略)	(代表取締役) 第 20 条 (現行どおり)
(会長、社長等) 第 31 条 (条文省略)	(会長、社長等) 第 21 条 (現行どおり)
(取締役会の組織及び権限) 第 32 条 (条文省略)	(取締役会の組織及び権限) 第 22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第 33 条 (条文省略)	(取締役会の招集通知) 第 23 条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第 34 条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第 24 条 (現行どおり)
(取締役会の議長) 第 35 条 (条文省略)	(取締役会の議長) 第 25 条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第 36 条 (条文省略)	(取締役会の決議方法) 第 26 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>
<p>第 6 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数並びに選任)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数並びに選任)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役の選定)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>(常勤監査役の選定)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の組織及び権限)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の組織及び権限)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>2 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>
<p>第 7 章 特定社債の発行 (根拠)</p> <p>第 45 条 当銀行は、「<u>金融機関の合併及び転換に関する法律</u>」の定めによる内閣総理大臣の認可に基づき、特定社債を発行することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(特定社債取扱規程)</p> <p>第 46 条 特定社債の社債券の再交付その他特定社債に関する諸手続並びにそ</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>の手数料は、取締役会の定める特定社債取扱規程による。</u></p>	
<p>第<u>8</u>章 計算 (事業年度) 第<u>47</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>6</u>章 計算 (事業年度) 第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>48</u>条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>49</u>条 剰余金の配当は、毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日及び毎年12月31日を基準日として行う<u>ものとする</u>(本定款において、毎年3月31日を基準日として行う剰余金の配当を「期末配当」といい、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を「中間配当」といい、毎年6月30日及び毎年12月31日を基準日として行う剰余金の配当を「四半期配当」という。) 2 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 剰余金の配当は、毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日及び毎年12月31日を基準日として行う<u>ことができる。</u> 2 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第<u>50</u>条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>
<p>別紙1～別紙6 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p>

以 上